

北海道胆振総合振興局告示第23号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和3年2月9日

北海道胆振総合振興局長 花岡 祐志

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び予定数量

ア 契約の目的の名称

胆振総合振興局物品運送業務単価契約

イ 単価区分

次の規格ごとの単価

(ア) 3辺計80cm以内・5kg以内

(イ) 3辺計140cm以内・20kg以内

ウ 発送先

北海道内（離島を除く）

エ 予定数量及び数量内訳

(ア) 予定数量

3,550個

(イ) 数量内訳

3辺計80cm以内・5kg以内 3,000個

3辺計140cm以内・20kg以内 550個

(2) 契約の目的の仕様等

別紙「胆振総合振興局物品運送業務処理要領」及び「胆振総合振興局物品運送業務単価契約書（案）」による。

(3) 契約期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 集荷場所

別紙「胆振総合振興局管内機関一覧表」のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

令和3年北海道胆振総合振興局告示第22号に規定する胆振総合振興局物品運送業務単価契約の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道胆振総合振興局総務課需品係

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル

胆振総合振興局3階大会議室C

(2) 入札日時 令和3年3月10日（水）午前11時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

6 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 郵便等による入札の可否

認める。

8 落札者の決定方法

有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規

則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格(単価)の制限の範囲内であって、かつ、最低の価格(単価)であるものを落札者とする。

なお、初度の入札で落札者がいない場合は、再度入札をする。

また、再度入札が不調で終了したときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により随意契約とし、次のとおりとする。

- (1) すべての入札金額(単価)が最低である入札参加者がいる場合
当該最低入札者から見積書を徴し、当該見積もりが予定価格の制限の範囲内であった場合、契約の相手方とする。
- (2) すべての入札金額(単価)が最低である入札参加者がいない場合
入札参加者全員から見積書を徴し、見積合わせを行い、有効な見積もりを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ、見積単価に予定数量を乗じて得た額の合計金額が最低の見積もりをした者を契約の相手方とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

- (1) 無効入札
開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額(単価)とすること。
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること(消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)
- (3) 契約に関する事務を担当する組織
ア 名称 北海道胆振総合振興局総務課需品係
イ 所在地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル
ウ 電話番号 0143-24-9565
- (4) 前金払
前金払はしない。
- (5) 概算払
概算払はしない。
- (6) 部分払
部分払はしない。
- (7) 郵便等による入札における再度入札
郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。
- (8) 入札の執行
初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。
- (9) 入札の取りやめ又は延期
この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (10) 入札執行の公開
この入札の執行は、公開する。
- (11) 債権譲渡の承諾
契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る

支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めた時は当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(12) その他

この公告ほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。